

市民活動情報の募集!

市では、市民と行政が一体となって、真の意味での豊かな地域社会「やすらぎいきいき 輝く街 福生」の実現を目指す「協働」による施策を推進しています。

そこで、市では協働による施策をより一層内容のあるものとするため、市内で社会貢献活動(公益的活動)をしているNPO(非営利組織)・ボランティアグループ、個人の方に活動情報の提供をお願いします。あなたの活動の状況をお知らせください。



市民と市との協働による違反広告物撤去

社会福祉協議会

(福祉センター内) 552・2121

ひとりで悩まず、まず相談を

「心の相談」

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。



日時11月25日(木)午後1時〜2時30分

場所福祉センター相談室 対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など 定員先着2人(予約制)

※市が協働にあたって「市民活動」という場合、市民が市内で公共的な課題解決のため、全市民を対象に自主的かつ自発的に非営利で行う社会貢献活動、公益的活動(次表を指します)。

表・市民活動の分野

Table with 2 columns: Activity Field (e.g., Medical, Welfare, Health, Education, Culture, Sports, Information Society, Academic, Environmental Safety, Disaster Relief, International Cooperation) and Example (e.g., Social Participation, Child Development, Economic Activities, Employment Opportunities, Consumer Protection).

■情報提供用紙の配布場所 市役所(協働推進課)、市の公共機関 ※情報提供用紙は、市のホームページにも掲載しています。

協働の方針づくり「福生市協働推進市民研究会」

11月の開催日は10日(水)、27日(土)の2回行います。水曜日は午後7時〜9時、土曜日は午後3時〜5時、会場は市役所3階第一会議室です。

この協働推進市民研究会は、随時メンバーを募集しています。関心のある方は、お気軽にご応募ください。また、傍聴もできます。問合せ協働推進課協働推進・男女平等推進担当

日程

①11月12日(金) 「知っておきたい、福生市の福祉サービス」

②11月19日(金) 「介護技術〜衣類着脱と安楽な体位〜」

③11月25日(木) 「口の中の健康〜口腔ケア〜」

時間①②は午後1時〜午後3時、③は午後7時〜9時 会場全回とも福祉センター 定員市内在住の方、30人 申込み午前8時30分〜午後5時15分の間に直接または電話で社会福祉協議会・相談支援係へ。

保険・年金だよ

保養施設利用者に宿泊費を助成

国民健康保険に加入している方が、保養と健康増進のために全国の公営宿泊施設(国民宿舎、国民休暇村、国民年金保養センター)を利用した場合、宿泊費の補助が受けられます。

補助額被保険者1人につき年間(1年度)1泊、1人3,000円(小学生以下は2,000円)。

申請に必要なもの被保険者証、当該施設の領収書、認め印、振り込みを受ける世帯主名義の預金通帳(金融機関及び支店名、口座番号、口座名義のメモでも可)

国保温泉センター割引利用券をお渡しします

国民健康保険加入者を対象とした松原温泉センター「数馬の湯」、奥多摩温泉「もえぎの湯」の割引利用券をお渡しします。

お渡しします。ご希望の方は、被保険者証をお持ちのうえ、保険年金課保険年金係へお越しください。

※券1枚で3名様まで割り引きになります。

①「数馬の湯」 JR武蔵五日市駅よりバス 60分「温泉センター」下車 営業時間 4月〜11月 午前10時〜午後10時

▽12月〜3月 午前10時〜午後7時 定休日毎週月曜日(祝日の場合は翌日) ※年末年始の休館日は直接施設に確認してください。

利用料金 3時間券が大人(中学生以上)800円、小学生400円、未就学児童は無料 ※超過料金は、大人1時間ごとに200円、小学生100円

②「もえぎの湯」 JR青梅線奥多摩駅より徒歩10分

営業時間 3月〜11月 午前9時30分〜午後8時30分 12月〜2月 午前9時30分〜午後6時まで

定休日毎週月曜日(祝日の場合は翌日) ※年末年始の休館日は、直接施設に確認してください。

利用料金 2時間券が大人(中学生以上)700円、小学生400円、未就学児童は無料 ※超過料金は、大人のみ1時間ごとに200円

入浴税50円(12歳以上1人につき) 問合せ保険年金課保険年金係

社会保険街頭相談所が開設されます

皆さんの社会保険全般に対する関心と期待におこたえするため、年金制度の周知徹底、受給権の確保な

らびに医療保険制度について正しくご理解していただくことを目的として、次の日時で「社会保険街頭相談所」を開設いたします。

なお、当日は社会保険事務所職員による年金、医療保険の相談および看護師による健康相談、血圧測定を行いますのでお気軽にお立ち寄りください。

日時11月9日(火) 午前10時〜午後4時

場所いなげや福生銀座店 主催立川社会保険事務所、福生市、社会保険協会立川支部、立川社会保険委員会

問合せ立川社会保険事務所 庶務課 523・0351

11月6日〜12日は「年金週間」です

老後の生活に欠くことのできない国民年金制度を、この機会により一層身近なものとしていただき、理解を深めてください。

国民年金は皆さんが加入者です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に加入しなければなりません。

加入者は次の3種類に分けられます。

▽第1号被保険者 自営業者とその家族、学生、フリーター、無職の人など、月額13,300円の保険料を個人で納めます。加入手続きは市役所保険年金課に届出をします。

会社員、公務員など、給料から引かれている厚生年金保険料等に含まれているので、個人で納める必要はありません。加入手続きは勤務先が社会保険事務所に届出をします。

▽第3号被保険者 会社員、公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者は、厚生年金保険や、各種共済組合が負担します。

国民年金推進員が皆さんのお宅を訪問します

国民年金推進員は、皆さんに年金制度を理解していただくために、国民年金加入者のお宅を訪問し、保険料の収納や、納付相談、免除相談、口座振替のお願いなどをを行っています。

平日・日中以外に休日・夜間にお伺いすることもありますので皆さんのご理解をお願いします。

なお、国民年金推進員は、身分証明書を携帯していますので、訪問の際はご確認ください。

問合せ立川社会保険事務所 庶務課 523・0351